

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故等番号 | 2014長第26号 |
| 事故等種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 平成25年10月3日 13時00分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県佐世保市 ^{うすのうら} 臼浦港北西方沖ノ六ツ瀬 臼浦港楠泊東防波堤灯台から真方位314° 2.9海里付近 (概位 北緯33° 14.8′ 東経129° 32.5′) |
| 事故等調査の経過 | 平成26年4月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第十七 ^{かいこう} 閻幸、19トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | NS2-14913（漁船登録番号）、有限会社タケシマ海幸 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 船底外板に破口及び擦過傷 |
| 事故等の経過 | 本船は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、船長が操船して約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により、臼浦港北西方沖を南南東進中、平成25年10月3日13時00分ごろ沖ノ六ツ瀬東端に乗り揚げた。 本船は、満ち潮を待って離礁し、自力で航行して佐世保市楠泊漁港に帰った。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約6～8m/s、視程 約10km以上 海象：波高 約1.5m、潮汐 低潮時 |
| その他の事項 | 本船は、約10knで航行すれば、船首浮上による死角（視界が制限される状態）が生じていた。 船長は、針路を定めた際、その先に沖ノ六ツ瀬があることを承知していた。 船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、本事故当時、それらの画面を見ていなかった。 甲板員2人は、それぞれ操舵席の隣と後方で休憩していた。 |
| 分析 | |
| 乗組員等の関与 | あり |
| 船体・機関等の関与 | なし |
| 気象・海象の関与 | なし |
| 判明した事項の解析 | 本船は、臼浦港北西方沖を南南東進中、船長がレーダー及びGPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、沖ノ |

| | |
|-----------|--|
| | 六ツ瀬に向けて航行し、同瀬東端に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、臼浦港北西方沖を南南東進中、船長が船位の確認を行っていなかったため、沖ノ六ツ瀬に向けて航行し、同瀬東端に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・レーダー及びGPSプロッターで船位の確認を行うこと。 |